

訴訟に勝ってから（強制執行手続）

- ・勝訴（和解）したが、相手が支払いに応じない。
- ・強制執行とは？

◆ 基本のきほん

◎判決（和解）の内容を実現するには

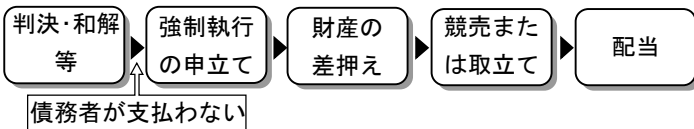
勝訴判決を得た（和解した）が、相手が従わない（未払賃金を払わないなど）ということが現実には起こり得ます。その際、「裁判に負けたのだから潔く賃金を払いなさい」と相手方に直接要求するのは構いませんが、勝手に金庫を開けて現金を持ち出したり、無理矢理奪い取ったとしたら窃盗、強盗の罪に問われる可能性があります。

そこで、個人の行動を制限する代わりに、国家（裁判所）が、勝訴判決などを得た人（債権者）の申立てに基づき、相手方（債務者）に対する請求権（賃金債権など）を強制的に実現する「強制執行手続」が設けられています。

労働事件では、未払いの給与や退職金を払わせるためなどに利用されています。

◆ 強制執行のしくみ

強制執行のしくみを大まかに示すと、次のとおりとなります。



◎本執行、仮執行、保全執行の違い

強制執行は、大きく分けると、本執行、仮執行及び保全執行に分類されます。

①本執行

判決など確定した書類（債務名義）に基づき、終局的な満足を得る執行です。

②仮執行

仮執行宣言付判決や仮執行宣言付支払督促に基づき、仮定的な満足を得る（取り消される可能性がある）執行です。

③保全執行

本執行の妨害を予防するために現状を保全するための仮差押、仮処分の執行です。

◎強制執行には債務名義が必要

強制執行を行うには、債務名義が必要です。債務名義とは、強制執行によって実現されることが予定される請求権の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書です。債務名義としては、主に次のようなものが挙げられます。【民事執行法第22条各号】

①確定判決

「未払賃金の50万円を支払え」などと命じている判決で、上級裁判所によって取り消される余地のな

くなった判決です。

②仮執行宣言付判決

仮執行宣言（「この判決は仮に執行することができる」などの判決主文）が付された給付判決です。

③仮執行宣言付支払督促

④和解調書、調停調書等

裁判上の和解、労働審判手続、民事調停等において、和解や審判、合意の内容が記載された和解調書や審判書、調停調書など、確定判決と同一の効力を有するものです。

◎誰が強制執行を行うのか（執行機関）

強制執行の対象となる財産によって次のとおり区別されています。

●執行裁判所

主に不動産、債権に対する執行を行います。

●執行官（地方裁判所にいる国家公務員）

主に動産に対する執行を行います。

◎強制執行の対象となる財産

未払賃金の支払いを求めると、金銭の支払いを目的とする強制執行では、債務者の財産を差押さえ、換価してその代金の配当をもって満足を得ることになりますが、強制執行の対象となる財産としては、主に次の3つが挙げられます。

①不動産（土地、建物等）

ただし、抵当権などの担保権が設定されている場合は、その担保権者が優先します。

②動産（貴金属、骨董品、裏書が禁止されていない有価証券等）

ただし、債務者の生活に欠くことのできない衣服、寝具、食料などの差押えは禁止されています。

③債権（銀行預金や債務者が第三者に対して持っている売掛債権・給料債権等）

ただし、給料債権のうち一定割合や社会保障給付などへの差押さえは禁止されています。

◎強制執行の進め方

①申立ての準備

強制執行を申し立てるには、次の準備が必要です。

●債務名義の用意（前述）

●執行文（申立て時点で執行力を有することを公に証明した文書）の付与

判決や和解調書、調停調書といった裁判所が係わる債務名義については、裁判所書記官が付与します。

なお、仮執行宣言付支払督促や少額訴訟判決、仮差押、仮処分では執行文の付与は原則不要です。

●送達証明書の用意

債務名義が相手方に送達されたことの証明書を手入します。判決や和解調書、調停調書といった

裁判所が係わる債務名義については、裁判所書記官に申請して発行してもらいます。

●財産の調査

強制執行の申立てをしても、差押さえできる財産がなければその強制執行は空振りに終わってしまいます。また、対象となる財産の種類によって、裁判所に納める手続費用などが異なります。そこで、あらかじめ相手方の財産を調査しておく必要があります。なお、一定の条件を満たせば、財産開示手続（相手方に財産の有無、所在等を申告させる手続）の申立てをすることができます。

②申立て

●申立て先は、強制執行の対象となる財産の種類により、下記のとおりとなっています。

財産の種類	申立て先
不動産	不動産の所在地を管轄する地方裁判所
動産	動産の所在地を管轄する地方裁判所
債権	相手方（債務者）の住所地を管轄する地方裁判所

なお、少額訴訟（60万円以下の金銭支払請求）により得た判決等（債務名義）に基づいて行う債務者の金銭債権（給料、預金等）に対する強制執行は、簡易裁判所に申立てを行うことができます（少額訴訟債権執行手続）。

●申立てには、申立書のほか、債務名義等準備しておいた添付書類、予納金（手数料、郵送料等）が必要ですが、相手方の財産の種類により、このほかにも資料が必要となる場合もありますので、詳しくは申立てを行う裁判所（執行官）に確認しましょう。

③その後の手続

差押え→競売（取立て）→配当と手続が進められます。そのほとんどは執行機関が行いますが、債権に対する強制執行の場合、取立ては債権者が行うなど、相手方の財産の種類により、進め方が異なりますので、詳しくは申立てを行う裁判所（執行官）に確認しましょう。

神奈川県内の地方裁判所

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	管轄区域
横浜(本庁)	231-8502	横浜市中区日本大通 9	045 (345)4153	横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡
川崎支部	210-8559	川崎市川崎区富士見 1-1-3	044 (233)8172	川崎市
相模原支部	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-1	042 (716)3180	相模原市、座間市
横須賀支部	238-8510	横須賀市新港町 1-9	046 (812)3153	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡
小田原支部	250-0012	小田原市本町 1-7-9	0465 (40)3185	小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡、平塚市、中郡、厚木市、伊勢原市、愛甲郡

簡易裁判所の少額訴訟手続で債務名義（少額訴訟判決等）を得たときに限り、地方裁判所以外にその簡易裁判所においても、金銭債権（給料・預金等）に対する強制執行を申し立てることができます。

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html>

かながわ労働センター (045) 633-6110(代) / 川崎支所 (044) 833-3141 / 県央支所 (046) 296-7311 / 湘南支所 (0463) 22-2711(代)

発行 神奈川県かながわ労働センター 横浜市中区寿町 1-4 〒231-8583

平成 30 年 5 月発行

◎未払賃金や未払退職金の回収に適した強制執行は何か

●不動産執行

目的物の価格が高く、利害関係人も多いため、競売手続きが複雑で終了までに長時間を要します。また、差押え登記の登録免許税、鑑定料など裁判所に納める予納金として数十万円が必要となります。

●動産執行

不動産執行の手続と比べると、手続は比較的やさしいですが、一般に動産の価値はそれほど高くないので売却価格が安く、高額債権の回収にはあまり向いていないといえるでしょう。

●債権執行

申立てに必要な費用が低額であり、通常、未払給与、退職金の回収には最も適しているといえます。ただし、不動産や動産と比較すると、相手方（債務者）がどこに預金しているか、誰に債権を持っているかなど、強制執行の対象となる財産を把握することは難しいかもしれません。

◎強制執行を行うことの損得

訴訟等を起こすまでに、いろいろな債権回収方法を実行したはずですので、強制執行は最後の手段といえるでしょう。

しかし、債務者の資力が乏しい場合には、あまりメリットがありませんし、手続きで時間を取られ、金銭的な負担をしたにもかかわらず、思うような配当を得られないこともあり得ます。苦勞の割には十分な満足を得られない可能性もあることを考えておく必要があるでしょう。

なお、判決の内容によっては、裁判所が強制的に実現する手段がないために強制執行できない場合もあります。例えば、解雇の無効を争った結果、解雇は無効とされ、社員としての地位を認める判決を得たとしても、仮に会社が、社員として給料は払うが職場復帰はさせないという態度をとった場合、前述の強制執行手続のように元の職場への復帰を強制する公的な制度は、現在のところありません。